

3 非居住者である内国法人の役員が特定役員である場合の退職金の計算

前提：勤続年数4年、退職金 5,000,000 円

非居住者が退職金を受給する際の源泉徴収税額 = $5,000,000 \times 20.42\% = 1,021,000$

特定役員の場合の課税退職所得金額 = $5,000,000 - 400,000 \times 4 = 3,400,000$

非居住者の退職所得の選択課税による確定税額 = $(3,400,000 \times 20\% - 427,500) \times 102.1\% = 257,802$

非居住者の退職所得の選択課税による還付税額 = $1,021,000 - 257,802 = 763,198$

特定役員である場合は、非居住者の退職所得の選択課税による確定申告において、退職所得の金額を計算する上での退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置は適用されない(所法30②かっこ書き)。

なお、非居住者Aが日本に住所及び居所を有せず、非居住者の退職所得の選択課税に係る確定申告書の提出を処理する必要があるときは、納税管理人を定めなければならない(通則法117①)。この納税管理人は個人・法人を問わないので、例えば、Aが勤務していた内国法人甲社を納税管理人とすることも可能である。その際、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならない(通則法117②)。この届出書として国税庁は「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の様式を用意している。納税管理人の届出書を提出した後、退職金の支払いを受けた翌年1月1日以後、確定申告書に当該納税管理人の記名・押印を行い、納税管理人の振込口座を記入して確定申告書を提出することにより、納税者本人に代わって還付を受けることとなる。

4 非居住者である内国法人の役員が特定役員でない場合の退職金の計算

前提：勤続年数8年、退職金 10,000,000 円

非居住者が退職金を受給する際の源泉徴収税額 = $10,000,000 \times 20.42\% = 2,042,000$

特定役員でない場合の課税退職所得金額 = $(10,000,000 - 400,000 \times 8) \times 1/2 = 3,400,000$

非居住者の退職所得の選択課税による確定税額 = $(3,400,000 \times 20\% - 427,500) \times 102.1\% = 257,802$

非居住者の退職所得の選択課税による還付税額 = $2,042,000 - 257,802 = 1,784,198$

このように、特定役員でない場合は、非居住者の退職所得の選択課税による確定申告において、退職所得の金額を計算する上での退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が適用される。

5 まとめ

非居住者が受給する退職金の課税関係の内容を表にまとめると、次のとおりである。

退職金の受給者	課税対象の国内源泉所得	日米租税条約の取扱い
非居住者（下記以外）	退職手当等のうち、受給者が居住者であった期間に行った勤務その他の人的役務の提供に基因するもの（所法161①十二ハ）。	給与所得に関する規定が適用され、原則として、役務提供が行われた国で課税される（日米租税条約第14条）。
内国法人の役員である非居住者	内国法人の役員として非居住者であった期間に行った勤務を含む（所法161①十二ハかっこ書き）。ただし、当該役員としての勤務を行う者が同時にその内国法人の使用人として常時勤務を行う場合の当該役員としての勤務を除く（所令285③）。	役員報酬に関する規定が適用され、役員については、その役務提供地ではなく、法人の居住地（所在地）国で課税される（日米租税条約第15条）。

(注) 特定役員に該当する場合は、非居住者の退職所得の選択課税による確定申告において、退職所得の金額を計算する上での退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置は適用されない(所法30②かっこ書き)。